

許認可等の統一的把握の結果について

1 調査の概要

許認可等の統一的把握については、「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(昭和60年12月28日閣議決定)に基づき、旧総務庁において各府省の協力を得て実施してきており、昨年8月には、地方分権改革(平成12年4月)及び中央省庁等再編(平成13年1月)後の初めての調査として、平成14年3月31日現在の許認可等の現況を取りまとめ、公表したところである。今回の調査(平成15年3月31日現在)は、制度改革後に行われる第2回目の把握である。

なお、本調査においては、前回までの把握と同様、「国民(個人及び法人)の申請、出願等に基づき行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

2 許認可等の総数及び内訳

平成15年3月31日現在で把握した国の許認可等の総数は、11,007件である。これを府省別で見ると、国土交通省(2,058件)、経済産業省(1,935件)、厚生労働省(1,602件)、金融庁(1,501件)、農林水産省(1,132件)等となっている(詳細は資料1(PDF)参照)。

また、許認可等の用語別、根拠法令別の内訳は、次のとおりである。

(1) 用語別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語の一般的な意義に着眼し規制の強さの順に分類すると、おおむね次のように区分できる。

Aグループ： 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等(例：許可、認可、免許、承認等)

Bグループ： 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等(例：認定、検査、登録等)

Cグループ： 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの(例：届出、提出、報告等)

用語別の許認可等件数は、次のとおりである。比較的弱い規制とされている届出、提出、報告等のCグループが許認可等の4割強を占めており、最も多くなっている(詳細は資料2(PDF)参照)。

表1 用語別の許認可等件数

(単位：件、%)

把握時点	(Aグループ) 許可、認可、承認等	(Bグループ) 認定、検査、登録等	(Cグループ) 届出、提出、報告等	その他	計
今回 (平成15年3月31日)	4,145 (37.7)	1,446 (13.1)	4,930 (44.8)	486 (4.4)	11,007 (100.0)

(参考)前回 (平成14年3月31日)	3,985 (37.5)	1,409 (13.3)	4,749 (44.7)	478 (4.5)	10,621 (100.0)
------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------

(注)1 「その他」は、書換、更新、講習等である。

2 ()内は、構成比である。

(2) 根拠法令別にみた許認可等の内訳

許認可等を、その許認可等が規定されている根拠法令(告示を含む。以下同じ。)別にみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が72.8パーセント、政令に規定されているものの割合が3.7パーセント、省令に規定されているものの割合が20.8パーセント等となっている(詳細は資料1(PDF)参照)。

表2 根拠法令別の許認可等件数

(単位:件、%)

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
今回 (平成15年3月31日現在)	8,010 (72.8)	404 (3.7)	2,285 (20.8)	308 (2.8)	11,007 (100.0)
(参考)前回 (平成14年3月31日現在)	7,728 (72.8)	397 (3.7)	2,184 (20.6)	312 (2.9)	10,621 (100.0)

(注)1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

2 ()内は、構成比である。

3

許認可等の新設・廃止の例

(規制緩和に伴う許認可等の新設・廃止の例)

【総務省関係】

民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年7月31日法律第99号)が制定されたことにより、34件の許認可等を新設(省令による新設を含む)

(新設された許認可等の例)

- ・ 一般信書便事業の許可(民間事業者による信書の送達に関する法律第6条)
- ・ 特定信書便事業の許可(民間事業者による信書の送達に関する法律第29条)

【国土交通省関係】

近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、貨物運送に係る鉄道事業の参入及び退出並びに運賃及び料金、貨物運送取扱事業の参入並びに運賃及び料金、貨物自動車運送事業の営業区域並びに運賃及び料金等について規制緩和措置を講ずることとした、鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年6月19日法律第77号)が制定されたことにより、貨物運送取扱事業法(平成元年12月19日法律第82号、現貨物利用運送事業法)等が改正され、44件の許認可等を廃止、33件の許認可等を新設(省令による廃止、新設を含む)

(廃止された許認可等の例)

- ・ 利用運送事業の許可(貨物運送取扱事業法第3条第1項)

(新設された許認可等の例)

- ・ 第一種貨物利用運送事業の登録(貨物利用運送事業法第3条第1項)

(社会的・経済的要請等に伴い新たに許認可等が新設された例)

【金融庁、法務省、財務省関係】

内外の金融情勢の変化に即応し、諸外国の制度との調和を図りつつ、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な清算を可能とする清算機関制度の整備を行う等、決済の迅速化、確実化を始めとする証券市場の整備のため、証券取引清算機関に係る規定の整備、社債等の振替の誤記録等により投資家が被る損害を補償するための加入者保護信託の制度の新設等の措置を講ずることとした、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14年6月12日法律第65号)が制定されたことにより、86件(金融庁34件、法務省18件、財務省34件)の許認可等を新設(省令による新設を含む)

(新設された許認可等の例)

- ・ 有価証券債務引受業の免許(証券取引法(昭和23年1月23日法律第25号)第156条の2)
- ・ 運営委員会の委員の任免の認可(社債等の振替に関する法律(平成13年6月27日法律第75号)第55条第2項)
- ・ 加入者保護信託契約の締結の認可(社債等の振替に関する法律第57条)

【金融庁、厚生労働省、農林水産省関係】

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機関等の経営基盤の更なる強化を図るため、当分の間、金融機関等の組織再編成を促進するための特別の措置を講ずることにより、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営を期し、もって我が国の金融システムの強化と我が国経済の活性化に資することを目的とした、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年12月18日法律第190号)が制定されたことにより、24件(金融庁9件、厚生労働省9件、農林水産省6件)の許認可等を新設

(新設された許認可等の例)

- ・ 経営基盤強化計画の認定(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条)

- ・ 経営基盤強化計画の履行状況の報告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第9条第1項)

【経済産業省、環境省関係】

近年の最終処分場のひっ迫による使用済自動車から生じるシュレッターダスト処理費用の高騰や鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により、これまでの自動車リサイクルシステムは機能不全に陥りつつあることにかんがみ、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びにその再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることによって使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年7月12日法律第87号)が制定されたことにより、76件(経済産業省38件、環境省38件)の許認可等を新設

(新設された許認可等の例)

- ・ 特定再資源化物品の再資源化の認定(使用済自動車の再資源化等に関する法律第28条第1項)
- ・ 解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定(使用済自動車の再資源化等に関する法律第31条第1項)

【厚生労働省関係】

近年における医薬品、医療機器等の多様化及び高度化の状況等にかんがみ、医薬品、医療機器等の安全性を確保するため、管理医療機器等に係る認定認証機関による認証制度の導入等医療機器に関する規制を見直し、生物由来製品に関する記録及び保存の制度の新設等各種規定の整備を図るとともに、製造販売後の安全管理を一層充実し、産業構造の変化等に対応するため、医薬品、医療機器等の製造販売に関する許可制を導入し、併せて血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保等を図ることとした、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年7月31日法律第96号)が制定されたことにより、38件の許認可等を新設

(新設された許認可等の例)

- ・ 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業の許可(薬事法(昭和25年8月10日法律第145号)第12条第1項)
- ・ 生物由来製品の製造管理者の承認(薬事法第68条の2第1項)
- ・ 献血受入計画の認可(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第11条第1項)

【国土交通省関係】

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もって社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした、都市再生特別措置法(平成14年4月5日法律第22号)が制定されたことにより、3件の許認可等を新設

(新設された許認可等の例)

- ・ 都市再生事業に関する計画の認定(都市再生特別措置法第20条第1項)

【環境省関係】

近土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壌汚染対策の実施を図るため、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壌が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出その他の措置を講じ、もって国民の健康を保護することを目的とした、土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)が制定されたことにより、5件の許認可等を新設

(新設された許認可等の例)

- ・ 指定調査機関の指定(土壌汚染対策法第3条第1項)
- ・ 指定調査機関の業務規程の届出(土壌汚染対策法第15条第1項前段)

4 規制改革と許認可等の件数との関係

規制改革と許認可等の件数の関係についてみると、許認可等の件数は、1)許認可等の根拠法令の項(項に細分されていない場合は条)ごとに1事項として数える、2)同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える等の基準に基づいて機械的に算定している。これに対し、規制改革の態様は、1)規制の廃止、2)規制対象範囲の縮小、3)規制基準の緩和、4)強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。

このため、法律の廃止等規制自体が廃止される場合は、その根拠条項も廃止されるため、当然、許認可等の件数は減少するが、それ以外の規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可対象の一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられるなど、件数が増加する場合もあり、規制改革と許認可等の件数の増減とは必ずしも相関関係がない。

(資料1)

府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件)

府省名	平 15.3.31					平 14.3.31 現在	増 減
	現在	法 律	政 令	省 令	告 示		
内閣府	77	38	7	26	6	77	0
国家公安委員会	117	45	2	60	10	117	0
防衛庁	35	11	0	18	6	35	0
金融庁	1,501	1,176	44	277	4	1,421	80
総務省	604	434	5	148	17	575	29
公正取引委員会	23	21	0	2	0	25	2
法務省	278	193	6	69	10	237	41
外務省	47	21	0	20	6	47	0
財務省	734	542	63	121	8	727	7
文部科学省	573	329	58	151	35	566	7
厚生労働省	1,602	978	106	435	83	1,543	59
農林水産省	1,132	938	30	156	8	1,114	18
経済産業省	1,935	1,493	26	385	31	1,866	69
国土交通省	2,058	1,578	42	364	74	2,042	16
環境省	291	213	15	53	10	229	62
計	11,007	8,010	404	2,285	308	10,621	386

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

(資料2)

用語別許認可等件数(内訳)

(単位:件、%)

把握 時点 用語別	今 回		前 回		
	件 数 (平 15.3.31 現在)	構成比	件 数 (平 14.3.31 現在)	構成比	
A グループ	許 可	8 2 7	7.5	8 0 9	7.6
	認 可	1 , 7 7 7	16.1	1 , 6 7 7	15.8
	免 許	7 8	0.7	7 5	0.7
	承 認	1 , 0 8 7	9.9	1 , 0 6 9	10.1
	指 定	3 2 7	3.0	3 1 2	2.9
	承諾等	4 9	0.4	4 3	0.4
小 計	4 , 1 4 5	37.7	3 , 9 8 5	37.5	
B グループ	認 定	6 3 5	5.8	6 0 1	5.7
	確 認	1 3 7	1.2	1 4 1	1.3
	証 明	8 2	0.7	8 4	0.8
	認 証	2 8	0.3	2 6	0.2
	試 験	1 1 1	1.0	1 0 9	1.0
	検 査	2 1 2	1.9	2 1 2	2.0
	検 定	2 7	0.2	2 8	0.3
	登 録	1 9 0	1.7	1 8 4	1.7
	審査等	2 4	0.2	2 4	0.2
小 計	1 , 4 4 6	13.1	1 , 4 0 9	13.3	
C グループ	届 出	3 , 3 5 0	30.4	3 , 2 4 7	30.6
	提 出	7 1 4	6.5	6 9 9	6.6
	報 告	6 9 1	6.3	6 5 2	6.1
	交 付	8 5	0.8	8 0	0.8
	申告等	9 0	0.8	7 1	0.7
小 計	4 , 9 3 0	44.8	4 , 7 4 9	44.7	
その他	4 8 6	4.4	4 7 8	4.5	
合 計	1 1 , 0 0 7	100.0	1 0 , 6 2 1	100.0	

Aグループ:一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ:特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ:一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの